

安平町地域森林計画書 対照表

新計画（案）	旧計画
<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p style="padding-left: 2em;">I の 2 の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">本町の総面積は 23,716ha で、森林面積は全てが民有林で <u>9,501</u>ha と総面積の 40% を占めており、内訳は一般民有林 <u>6,405</u>ha、道有林 3,096ha となっています。</p> <p>2 森林整備の基本方針</p> <p>(1) 地域の目指すべき森林資源の姿</p> <p style="padding-left: 2em;">森林の整備及び保全に あたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。</p> <p style="padding-left: 2em;">その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。</p> <p style="padding-left: 2em;">このため、森林を地域特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定します。（以下略）</p>	<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p style="padding-left: 2em;">I の 2 の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">本町の総面積は 23,716ha で、森林面積は全てが民有林で <u>9,499</u>ha と総面積の 40% を占めており、内訳は一般民有林 <u>6,403</u>ha、道有林 3,096ha となっています。</p> <p>2 森林整備の基本方針</p> <p>(1) 地域の目指すべき森林資源の姿</p> <p style="padding-left: 2em;">森林の整備及び保全に 当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。</p> <p style="padding-left: 2em;">このため、森林を地域特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定します。（以下略）</p>

【森林の区域と森林整備の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	(略)	(略)
	水資源保全ゾーン	(略)	(略)
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	(略)	(略)
快適環境形成機能	生活環境保全林	(略)	(略)

保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林	(略)	(略)
	生物多様性ゾーン 水辺林タイプ	(略)	(略)
文化機能	保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び林齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
生物多様性保全機能		原生的な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び林齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

【森林の区域と森林整備の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	(略)	(略)
	水資源保全ゾーン	(略)	(略)
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	(略)	(略)
快適環境形成機能	生活環境保全林	(略)	(略)

保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林	(略)	(略)
	生物多様性ゾーン 水辺林タイプ	(略)	(略)
文化機能	保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び林齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
生物多様性保全機能		原生的な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び林齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	(略)	(略)
	特に効率的な施業が可能な森林	(略)	(略)

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

- ア (略)
- イ **森林の有する**公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします

- ウ (略)
- エ (略)

3 森林施業の合理化に関する基本方針
(略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
(略)
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を示します。

(1) 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法について

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	(略)	(略)
	特に効率的な施業が可能な森林	(略)	(略)

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

- ア (略)
- イ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします

- ウ (略)
- エ (略)

3 森林施業の合理化に関する基本方針
(略)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
(略)
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を示します。

(1) 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法について

は皆伐又は択伐によることとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち、イの択伐以外のものとします。

皆伐に**あ**たっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び**森林の有する**公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐

(略)

(2) 主伐に**あ**たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機関の走行等に必要な集材路の作設等に**あ**たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えんとします。

伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

(3) ~ (5)

(略)

3 その他必要な事項

(1) ~ (3)

(略)

(4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に**あ**たっては、必要に応じて保護板(あて木)を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとする。

(5) 伐採等の実施に**あ**たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸

は皆伐又は択伐によることとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち、イの択伐以外のものとします。

皆伐に**当**たっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採期間の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

イ 択伐

(略)

(2) 主伐に**当**たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機関の走行等に必要な集材路の作設等に**当**たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えんとします。

伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

(3) ~ (5)

(略)

3 その他必要な事項

(1) ~ (3)

(略)

(4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に**当**たっては、必要に応じて保護板(あて木)を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとする。

(5) 伐採等の実施に**当**たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮する

念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

(6) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

(7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や**森林の有する**公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種
(略)

(2) 人工造林の標準的な方法

次のとおり、人工造林の標準的な方法を示します。

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、

こととします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

~~(7) 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。~~

~~(8) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。~~

特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

~~(9) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。~~

第2 造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や_____公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種
(略)

(2) 人工造林の標準的な方法

次のとおり、人工造林の標準的な方法を示します。

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、

適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

(オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のイのアの(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

(カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く通直性や耐そ性が向上したクリーンラーチ等を植栽する場合は植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあつては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。(以下略)

適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

~~(イ)~~ 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

~~(ウ)~~ 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

~~(エ)~~ 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

~~植栽本数の検討にあつては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあつては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。~~

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

~~(オ)~~ 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めることとします。

~~(カ)~~ コンテナ苗の植栽時期については、第2の1の(2)の(ウ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。(以下略)

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針
(略)

(1) 天然更新の対象樹種
(略)

(2) 天然更新の標準的な方法
(略)

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
(略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準
(略)

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林については「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

特にカラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、第4の2において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている森林において確実かつ早期に更新を図るため当該ゾーンの人工林を以下のとおり指定します。

次の箇所は当該区域に含めないこととします。

- (1) 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
 - (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
 - (3) 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
 - (4) 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
 - (5) ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林
- 指定する森林の区域は、次のとおりです。

【一般民有林】

森林の区域 (林小班)	備 考
29林班 - 11、33、69、147、151～154、 182、234、239、240、246、306小班	
32林班 - 22小班	
41林班 - 12小班	
43林班 - 156小班	

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針
(略)

(1) 天然更新の対象樹種
(略)

(2) 天然更新の標準的な方法
(略)

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
(略)

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準
(略)

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林については「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

特にカラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、第4の2において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている森林において確実かつ早期に更新を図るため当該ゾーンの人工林を以下のとおり指定します。

次の箇所は当該区域に含めないこととします。

- (1) 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
 - (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
 - (3) 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
 - (4) 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
 - (5) ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林
- 指定する森林の区域は、次のとおりです。

【一般民有林】

森林の区域 (林小班)	備 考
29林班 - 11、33、69、147、151～154、 182、234、239、240、246、306小班	
32林班 - 22小班	
41林班 - 12、 13 小班	
43林班 - 156小班	

【道有林】

森林の区域（林小班）	備 考
1 1 3 林班全域	木材等生産林
1 1 4 林班全域	木材等生産林
1 1 5 林班全域	木材等生産林
1 1 6 林班全域	木材等生産林
1 1 7 林班全域	木材等生産林
1 1 8 林班全域	木材等生産林
1 4 5 林班全域	木材等生産林
1 4 6 林班全域	木材等生産林
1 4 7 林班全域	木材等生産林
1 4 8 林班全域	木材等生産林
1 4 9 林班全域	木材等生産林
1 5 0 林班全域	木材等生産林
1 5 1 林班全域	木材等生産林

※上記森林の区域から801番以上の小班は除く。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

次のとおり、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法を示します。

(1) (略)

(2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとすることとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

下刈りは、植栽木~~の~~成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木~~の~~健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木~~の~~生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全

【道有林】

森林の区域（林小班）	備 考
1 1 3 林班全域	木材等生産林
1 1 4 林班全域	木材等生産林
1 1 5 林班全域	木材等生産林
1 1 6 林班全域	木材等生産林
1 1 7 林班全域	木材等生産林
1 1 8 林班全域	木材等生産林
1 4 5 林班全域	木材等生産林
1 4 6 林班全域	木材等生産林
1 4 7 林班全域	木材等生産林
1 4 8 林班全域	木材等生産林
1 4 9 林班全域	木材等生産林
1 5 0 林班全域	木材等生産林
1 5 1 林班全域	木材等生産林

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

次のとおり、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法を示します。

(1) (略)

(2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に~~あ~~あたっては、立木の成長力に留意することとすることとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

下刈りは、植栽樹種~~の~~成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種~~の~~健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽樹種~~の~~生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成

な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、**森林の有する多面的機能**の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。（以下略）

(3) つる切り
(略)

樹種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		カラマツ	春 ①	①	①						
	秋		①	①	①						
トドマツ	春	①	①	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定
(略)

イ 森林施業の方法
(略)

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定
(略)

イ 森林施業の方法
(略)

長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、 公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。（以下略）

(3) つる切り
(略)

樹種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		カラマツ	春 ①	②	②	①	①				
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定
(略)

イ 森林施業の方法
(略)

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定
(略)

イ 森林施業の方法
(略)

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針
【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水源涵養林	(略)	(略)

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
山地災害防止林	(略)	(略)

生活環境保全林	(略)	(略)
---------	-----	-----

保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	(略)
-------------	--	-----

(注1) 長伐期施業とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針
【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水源涵養林	(略)	(略)

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
山地災害防止林	(略)	(略)

生活環境保全林	(略)	(略)
---------	-----	-----

保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	(略)
-------------	--	-----

(注1) 長伐期施業とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該

<p>区域内における施業の方法</p> <p>ア 区域の設定</p> <p>材木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効果的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。</p> <p>なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。(以下略)</p> <p>3 その他必要な事項</p> <p>(1) 水資源保全ゾーン【設定なし】</p> <p>ア 区域の設定</p> <p>水資源涵養林のうち、属地的に水資源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。</p> <p>特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林班単位で定めます。</p> <p>イ 施業の方法</p> <p>水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。</p> <p>また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択抜による複層林施業を推進すべき森林として定めます。</p> <p>施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。</p> <p>伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。</p> <p>(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）【設定なし】</p> <p>ア 区域の設定</p> <p>保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。</p>	<p>区域内における施業の方法</p> <p>ア 区域の設定</p> <p>材木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効果的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。</p> <p>なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、<u> </u>森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。(以下略)</p> <p>3 その他必要な事項</p> <p>特になし</p>
--	---

イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）【設定なし】

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。

イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとします。（以下略）

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針（略）

2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、**森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。**あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、**施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。**

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需要の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針（略）

2 森林の施業又は経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、**市町村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図ることとします。**

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需要の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

- (1) 路網密度の水準及びシステム
(略)
- (2) 作業システムに関する基本的な考え方
(略)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

- ア 基幹路網の作設にかかる留意点
(略)
- イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

【民有林・道有林】

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	安平町	149林班線	2・1-1	69	○		起点：安平町追分旭 終点：安平町追分旭
開設	自動車道	林業専用道	安平町	149林班線支	1・4-1	102	○		起点：安平町追分旭 終点：安平町追分旭

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

- (1) 路網密度の水準及びシステム
(略)
- (2) 作業システムに関する基本的な考え方
(略)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

- ア 基幹路網の作設にかかる留意点
(略)
- イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

【民有林・道有林】

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	安平町	149林班線	3・5-2	231	○		起点：安平町追分旭 終点：安平町追分旭

<p>ウ 基幹路網の維持管理に関する事項 (略)</p> <p>(2) 細部路網に関する事項</p> <p>① 細部路網の作設に関する留意点 (略)</p> <p>4 その他必要な事項 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。</p> <p>第8 その他必要な事項</p> <p>1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項</p> <p>林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。</p> <p>また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。</p> <p>これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。</p> <p>(1) 人材の育成・確保 (略)</p> <p>(2) 林業事業体の経営体質強化 (略)</p> <p>2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 (略)</p>	<p>ウ 基幹路網の維持管理に関する事項 (略)</p> <p>(2) 細部路網に関する事項</p> <p>① 細部路網の作設に関する留意点 (略)</p> <p>4 その他必要な事項 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。</p> <p>第8 その他必要な事項</p> <p>1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項</p> <p>林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。</p> <p>また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。</p> <p>(1) 人材の育成・確保 (略)</p> <p>(2) 林業事業体の経営体質強化 (略)</p> <p>2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 (略)</p>
--	---

<p>3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、製材工場・工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し需要促進を図るよう努めることとします。</p> <p>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。</p> <p>III 森林の保護に関する事項</p> <p>第1 鳥獣害の防止に関する事項</p> <p>1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 （略）</p> <p>（1）区域の設定 （略）</p> <p>（2）鳥獣害の防止の方法 （略）</p> <p>ア 植栽木の保護措置 （略）</p> <p>イ 捕獲 （略）</p> <p>2 その他必要な事項 （略）</p>	<p>3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項</p> <p>地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、製材工場・工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し需要促進を図るよう努めることとします。</p> <p>また、「地材地消」の推進に当たっては、住宅用建築材をはじめ公共施設等への木材・木製品の利用や、森林バイオマスの活用など幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。</p> <p>III 森林の保護に関する事項</p> <p>第1 鳥獣害の防止に関する事項</p> <p>1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 （略）</p> <p>（1）区域の設定 （略）</p> <p>（2）鳥獣害の防止の方法 （略）</p> <p>ア 植栽木の保護措置 （略）</p> <p>イ 捕獲 （略）</p> <p>2 その他必要な事項 （略）</p>
---	--

<p>第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</p> <p>1 森林病虫害の駆除及び予防の方法</p> <p>(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法 (略)</p> <p>(2) その他 (略)</p> <p>2 鳥獣による森林被害対策の方法 (第1に掲げる事項を除く)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。(以下略)</p> <p>3 林野火災の予防の方法 (略)</p> <p>4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 (略)</p> <p>5 その他必要な事項</p> <p>(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分 (略)</p> <p>(2) 林地保全に関する事項 (略)</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯等を設けるなどの防止対策に努めることとします。</p> <p>イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施</p>	<p>第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</p> <p>1 森林病虫害の駆除及び予防の方法</p> <p>(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法 (略)</p> <p>(2) その他 (略)</p> <p>2 鳥獣による森林被害対策の方法 (第1に掲げる事項を除く)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。(以下略)</p> <p>3 林野火災の予防の方法 (略)</p> <p>4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 (略)</p> <p>5 その他必要な事項</p> <p>(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分 (略)</p> <p>(2) 林地保全に関する事項 (略)</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯等を設けるなどの防止対策に努めることとします。</p> <p>イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施</p>
--	--

することとし、特に森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項
(略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項
(略)

2 森林の総合利用の推進に関する事項
(略)

3 住民参加による森林の整備に関する事項
(略)

4 その他必要な事項

1 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。(以下略)

することとし、特に森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項
(略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項
(略)

2 森林の総合利用の推進に関する事項
(略)

3 住民参加による森林の整備に関する事項
(略)

4 その他必要な事項

1 特定保安林の整備に関する事項

~~該当なし~~ (以下略)